相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北三条西二三丁目三九五番地、最後の住所札幌市豊平区平岸四条一四丁目六番一―六〇一号

被相続人　亡　扇谷孔美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

札幌市中央区南一六条西一三丁目一番一四号　相続財産管理人　池田　明聰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村市船引町船引字中之内前七六番地一、最後の住所福島県田村市船引町船引字中之内前七六番地の一

被相続人　亡　村松　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号　相続財産管理人　弁護士　町田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市石原町二三四〇番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　今井　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

群馬県藤岡市立石新田二五番地一　相続財産管理人　倉澤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字下藤沢八三二番地五、最後の住所埼玉県所沢市東住吉七番一七―二〇六号　イースタンハイツ

被相続人　亡　村山　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

埼玉県所沢市松葉町一一―九　相続財産管理人　近藤　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市今泉一八五三番地、最後の住所埼玉県朝霞市根岸台七丁目二一番五号

被相続人　亡　加藤　享志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階Bアーク法律事務所　相続財産管理人　山下　紘司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市裏宿町八一七番地、最後の住所東京都青梅市裏宿町八一九番地

被相続人　亡　野口　シゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市常田二丁目七三〇番地、最後の住所長野県上田市常田二丁目一七番一一号

被相続人　亡　小宮山茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

事務所長野県上田市中央西二丁目八番一三号柳沢ビル三〇一　相続財産管理人　弁護士　大島　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市高野口町名倉九一番地、最後の住所大阪市西淀川区柏里二丁目一一番三号三和マンション一〇六

被相続人　亡　今井　基裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

堺市堺区中瓦町一丁四番二一号第一住建堺東ビル七階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市竹見台四丁目六番、最後の住所大阪府吹田市竹見台二丁目一番C九―八〇一号

被相続人　亡　武内　清彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

大阪市北区西天満三丁目一四番六号センチュリー西天満ビル四階　相続財産管理人弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市此花区伝法四丁目八二番地、最後の住所大阪市此花区朝日一丁目七番四号

被相続人　亡　阪本　麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

大阪市北区西天満三丁目一四番六号センチュリー西天満ビル四階　相続財産管理人弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市北沖洲四丁目二六番地一の一七、最後の住所徳島県徳島市末広四丁目八番二二の一六号　市営末広団地九棟

被相続人　亡　吉田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

徳島県徳島市徳島本町三丁目一三番地　大西ビル三階　相続財産管理人　弁護士　堀井　秀知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市新蔵町二丁目二四番地、最後の住所徳島県徳島市昭和町三丁目一九番地の一

被相続人　亡　中原　邦昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

徳島県徳島市東出来島町三五番　片山司法書士事務所　相続財産管理人　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所福岡市大字馬出一〇九二番地

被相続人　亡　角田　高雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

事務所高知市越前町二丁目七番二号司法書士法人フレンズ　相続財産管理人　岡村　敬造